

ちばけん障害者社会参加推進センターだより

第7号

平成24年度千葉県障害者社会参加推進講演会が開催されました

平成24年12月4日(火)千葉県青少年女性会館4階ホールで、平成24年度千葉県障害者社会参加推進センター講演会が、開催されました。

今年度は、障害者虐待防止法制定記念として「障害者虐待のない社会づくりを目指して」と題し、講師に毎日新聞論説委員の野沢和弘氏をお招きし、ご講演いただきました。

野沢氏からは、日本の人口構成、高齢化社会の問題にはじまり、施設、学校、家庭等での障害者の置かれた立場、繰り返された虐待等、実際の事件、それを取材した経験をもとに、重苦しい内容であるにもかかわらず、実例を挙げながら、時々聞いている皆さんから笑い声も出るような楽しいわかりやすい講演で「なぜ障害者虐待防止法ができたのか」「どうして障害者虐待防止法が必要なのか」を説明していただきました。

数多くの参加者の方々は、ご自身が障害のある方また、その家族の方で、皆さん熱心に野沢氏の話に聞き入っていました。



講師 野沢 和弘 氏

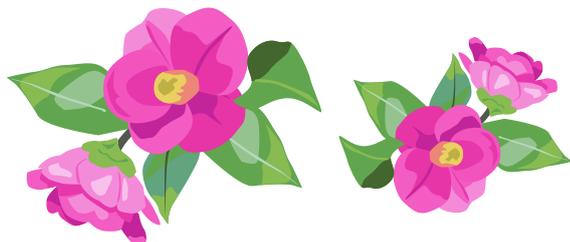
早稲田大学法学部卒業後、1983年毎日新聞社に入社。記者時代には、障がい者虐待や児童虐待、ひきこもり、薬害エイズなどの社会問題の現場を取材し、新聞や著書を通じて実情を広く社会に伝えてきた。

これらの経験をもとに、千葉県の障害者差別をなくす研究会座長に就任し、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の策定に貢献する。また全日本手をつなぐ育成会理事も務めた。

現在は、毎日新聞社の論説委員として多忙な日々を送るとともに、障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会委員としても活躍するほか、障がいのある方の人権を守る活動に幅広く取り組んでいる。



「障害者虐待のない社会づくりを目指して」講演会



「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律です。同法では、職業リハビリテーションの推進や障害者雇用率制度の運営、障害者雇用納付金制度等の運営を施策として講じています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 25 年 4 月から以下のように内容が変更されます。

1 障害者法定雇用率の引き上げ

(改正前の法定雇用率)		⇒	(改正後の法定雇用率)	
区分	率(%)		区分	率(%)
民間企業	1.8%		民間企業	2.0%
特殊法人等	2.1%		特殊法人等	2.3%
官公庁	2.1%		官公庁	2.3%
県教育委員会等	2.0%		県教育委員会等	2.2%

2 障害者雇用報告義務のある民間企業の規模が、従業員56人以上から50人以上へと変更

平成25年4月から、従業員50人(週30時間以上勤務する常用労働者、週20時間以上の短時間勤務者は0.5人で換算)以上の事業主は、毎年6月1日現在における障害者の雇用に関する状況の報告を、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。



平成24年6月1日現在の民間企業における障害者の実質雇用率は、全国が1.69%、県内が1.63%となっています。

民間企業における障害者の雇用状況の推移(各年6月1日現在)

年	H21	H22	H23	H24
実質雇用率(県内)	1.53%	1.60%	1.57%	1.63%
実質雇用率(全国)	1.63%	1.68%	1.65%	1.69%
達成企業率(県内)	48.2%	49.4%	46.1%	48.9%
達成企業率(全国)	45.5%	47.0%	45.3%	46.8%

県内の民間企業における規模別障害者の状況(平成24年6月1日現在)

区分	企業数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合
56～100人未満	662	1.28%	287	43.4%
100～300人未満	817	1.38%	425	52.0%
300～500人未満	145	1.50%	71	49.0%
500～1,000人未満	102	1.67%	56	54.9%
1,000人以上	53	1.91%	31	58.5%
規模計	1,779	1.63%	870	48.9%

※千葉県 HP より

今回は、県の障害者就労促進チャレンジ事業 についてご説明します。



—千葉県商工労働部産業人材課—

企業見学会や短期職場実習を利用して、働くことについて学びましょう！

平成23年度から開始した障害者就労促進チャレンジ事業は、次の3つの柱から成り立っています。

- ① 企業の方を対象とした障害者就労現場の見学会
- ② 障害のある方を対象とした障害者就労現場の見学会
- ③ 短期職場実習

この中で、今回特に、皆さんにご紹介したいのは、②の障害のある方を対象とした障害者就労現場の見学会と、③の短期職場実習です。

【障害のある方を対象とした障害者就労現場の見学会】

障害者向け企業見学会は、下の表の通り平成24年度で6回実施されました。

この企業見学会では、事業主の方やその職場で働いている障害のある方に出席していただき、職場での体験談の発表や、発表者と参加者との意見交換会等が行われました。

職場で働く先輩の姿や体験談を見聞きすることで、多くの参加者が具体的な就労イメージを抱き、社会の中で働くことの大切さを実感することができます。

(平成24年度)

日程	見学先企業	業種	障害者が行う業務
9月27日(木)	共栄流通株式会社	物流業	集品業務
10月19日(金)	株式会社東単 野田物流センター	物流業	ピッキング、梱包作業
10月25日(木) 11月14日(水) 12月4日(火)	スポーツデポ メルクス新習志野店	小売業	バックヤード業務 店舗清掃
11月15日(木)	房南興業建材株式会社	セメント製造	セメント製造

【短期職場実習】

短期職場実習とは、障害のある方に「働く」ことへの理解を深めていただくために、3～10日程度、1日4～8時間程度、実際の職場で働いてもらうものです。

短期職場実習を体験することにより、職場内の様子や、職場での働き方等を学んでもらい、今後の一般就労へのきっかけにさせていただきます。

これまで短期職場実習を体験した多くの先輩が、企業に就職し、職場実習で経験したことを実際の就労現場で活かしています。



平成25年度から企業の障害者法定雇用率が1.8%から2.0%へ引き上げられるため、企業の障害者雇用に対する意識は非常に高まっています。

障害者向け企業見学会・短期職場実習は今年度に引き続き、来年度も実施する予定ですので、ご関心をお持ちの方は第6号に掲載されているお近くの「障害者就業・生活支援センター」にご相談ください。

障害者向け企業見学会・短期職場実習を利用して、ご自身の就職に向けた足がかりにしましょう。



の日まつり」などのセンターが実施する事業や全国規模のイベント開催において、企画やスタッフを担うなど、多くの事業の実働部隊としての機能を果たしています。

当協会はこのように、事業体(千葉聴覚障害者センター)と運動体(活動運営委員会)が互いに協力し合って聴覚障害者に関わる様々な課題に取り組み、問題を解決していくところに特色があると言えます。



私たちの活動

公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部

日本オストミー協会千葉県支部「千葉県オストミー協会」はオストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)によって運営されるオストメイトの自立と社会参加支援並びにオストメイトの福祉向上活動を行なっている会です。

★ 社会適応訓練講習会

千葉県からの委託を受けオストメイトの社会適応訓練講習会を行っていますが、平成 24 年の障害者週間にはオストミー協会岩手県支部川村正司副支部長を講師に招き「東日本大震災に学ぶ」をテーマに災害対策講習を行いました。

★ ピアサポーター養成事業

相談の基本である「傾聴」の基礎と応用編講座全6回をNPOスピリッツで指導して頂きました。研修の修了者には修了書を授与し病院患者会をはじめ各種団体、自治体などからの要請に応じて、適切な相談支援を実施することが出来ます。

★ 不安解消に関して行政へ働きかけ

オストメイトの三つの不安として「外出時の不安:オストメイト対応トイレ増設」、「災害時の不安:避難所への装具の備蓄」、「老後の不安:高齢者オストメイトの装具交換」を掲げ、オストミー協会全体で行政に対し一層の理解を求めよう引き続き活動いたしました。

★ 「リレーフォーライフ・イン千葉」へ参加



オストミー協会は関係する福祉団体や障害者団体と力を合わせ、連携を強化して、障害者福祉の向上に努めています。その一環として3年前から「リレーフォーライフ・イン千葉」へ参画し、がん患者やその家族の方々の支援を行いました。

社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と 千葉聴覚障害者センター

◆ 当協会は平成 18 年(2006 年)8 月、千葉県より社会福祉法人として認可され、翌年 3 月に「千葉聴覚障害者センター」をオープンしました。千葉聴覚障害者センターは、千葉県で初めての身体障害者福祉法第 34 条に基づく聴覚障害者情報提供施設であり、県内における聴覚障害者福祉に関わる諸事業を総合的に担うセンターとしての機能を持っています。

それらの事業には、千葉県聴覚障害者連盟(当協会の前身)の頃に千葉県から受託した、手話通訳設置・派遣事業、要約筆記事業、ろうあ者相談事業等の福祉事業、ろうあ者相談、手話講座の開催、ろうあ者職業相談等の公益事業、障害者問題の啓発などの公共の福祉に寄与する事業等があり、現在もセンターの中核的な事業となっています。

センターオープン後は、これまでの手話通訳等関係事業を基盤としながら、介護事業等へ拡大展開するなどの取り組みを進めております。以下に、センター設立以来 5 年間の歩みをまとめました。

- ・平成20年 6月1日
:地域活動支援センター「らいおん千葉」を開所。
- ・平成20年 6月1日
:居宅介護事業、移動支援を開始。手話の出来るヘルパーの派遣を始めた。
- ・平成20年 7月1日 : 訪問介護事業を開始。
- ・平成22年10月1日
:就労継続支援 B 型「らいおん工房」を開所。
- ・平成23年10月 : 障害福祉サービスに同行援護創設
- ・平成24年 4月1日
:相談支援体系の見直しに伴い、指定相談支援事業は「指定特定相談支援事業」として新たに認可を受け、スタート。
- ・平成24年 4月3日
:「地域活動支援センターらいおん香取」設立。
- ・平成24年 3月
:平成 26 年(2014 年)内の開設をめざし、ケアホームの建設準備を開始。同 6 月、千葉市蘇我地区にケアホーム建設用の土地を確保した。

◆ 千葉聴覚障害者センターにおける手話通訳事業や介護事業などの事業の多くは社会福祉事業、公益事業であり、誰もが利用することが出来る福祉サービスです。こうした福祉サービスに加えて、会員事業も当協会の支援機関として展開しております。各地域の聴覚障害者協会の加盟(ほぼ市ごとに 34 のろう協会の組織)で構成している当協会活動運営委員会が主催しているイベントや研修会を通して、地域での交流の促進に寄与しています。

このような会員事業には、会員のニーズにきめ細かく応えられるように、企画部や広報部、青年部などの専門部を設けて活動しています。また、活動運営委員会は「耳